

運営権方式と指定管理者制度の二重適用が 不要となる方式の検討状況について

平成29年2月17日

未来投資会議構造改革徹底推進会合

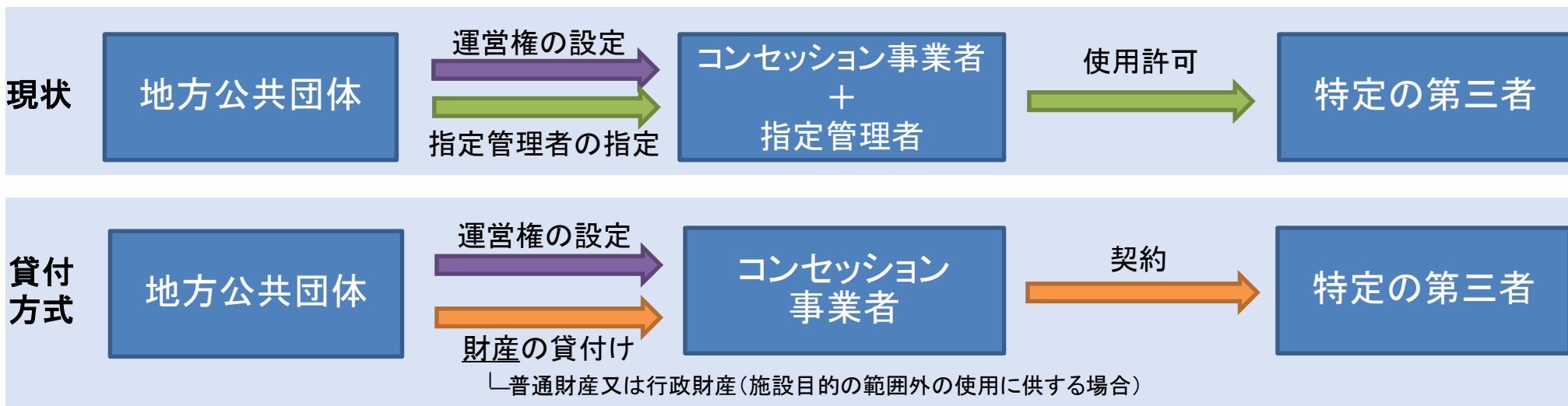


内閣府 民間資金等活用事業推進室

コンセッション事業者が特定の第三者に施設利用させる方式

1. 次に掲げる方式によって、現行法上、コンセッション事業者は、指定管理者制度を併用せずに特定の第三者に対して施設を使用させることが可能であり、今年度中に運営権ガイドラインを改正し、これらの方式を周知する。

- ① 対象施設を普通財産化した上でコンセッション事業者に貸し付けること
- ② 行政財産をコンセッション事業者に貸し付けること(施設目的の範囲外の使用に供する場合に限る。)



2. さらに、今国会提出予定の国家戦略特別区域法改正法案において、コンセッション事業者がその運営する公共施設等を特定の者に利用させることが出来るよう、その具体的な方策について検討し、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨を規定する。

これを踏まえ、平成30年の通常国会に提出予定のPFI法改正法案に必要な措置を盛り込むことを目指す。

○日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

- ・ 文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。
- ・ クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。その際、既存の事業とのイコールフットイングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討するとともに、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。